

黒帯の生徒が柔道事故で負傷、学校側の賠償責任を認めず

教諭らの事故防止対策の不足が原因で本件事故が発生したとはいえない——裁判所

1 はじめに

今回は、本誌435号55頁の「柔道事故に関する国家賠償請求控訴事件」(福岡高裁平成30年2月1日判決。以下「本判決」といいます。)を取り上げました。

本判決は、高校で開催された武道大会の柔道の試合における高校教諭の注意義務違反を認めて高校設置者が損害賠償義務を負うと判断した原審(福岡地裁平成29年4月24日判決。本誌435号62頁)と異なった判断を示し、生徒側の請求をすべて棄却した事案です。

本来的に一定の危険が内在し、重大事故発生可能性が高い柔道という武道を、学校がどのように生徒に指導すべきかについて大変参考となる事案と考えます。

2 事案の概要

(1) 本件は、D高校の1年生であった一審原告X₁(以下「X₁」)が、平成23年3月11日、D高校で開催された武道大会(以下「本件大会」といいます。)における柔道の試合において、試合中に左側頭部から畳に衝突して傷害を負い、重度後遺障害を残した事故(以下「本件事故」といいます。)について、一審原告であるX₁及びX₁の両親であるX₂、X₃(以下「Xら」といいます。)が、D高校を設置する一審被告Yに対し、損害賠償を求めた事案です。

(2) D高校は、平成22年度、週に1回、体育の授業において柔道を実施していましたが、平成19年度から毎年3月に、1年生と2年生の男子生徒を参加対象者とし、参加しない男子生徒と女子生徒を観戦者とする武道大会を開催しておりました。

この武道大会は、柔道、剣道の授業における活動の成果を発表する場として、生徒の活動意欲を高めることを目的とした学校行事です。

(3) 本件大会は、参加者が学年毎に分かれ、1年生においては、各クラスから7人を選出して1チームを構成し、他の1年生チームとの試合形式で予選リーグと決勝トーナメントを戦うものであり、予選リーグにおいては3チームによる総当たり方式が採用されました。

(4) 本件大会当日、X₁は、予選リーグ1試合目で1本勝ちを収め、同日午前10時20分頃、予選リーグ2試合目でEと対戦することになりました。X₁は、中学校で3年間、柔道部に所属し、個人戦や団体戦による公式戦及び他校との練習試合を通じて、多くの試合経験をしていて初段(黒帯)を取得する資格を得ており(その後の昇段手続を履践しなかったために正式に昇段してはいませんでした。)、D高校の柔道の授業や本件大会にも黒帯を締めて参加していました。

Eは中学校で3年間、バスケットボール部に所属し、柔道は授業で受け身の指導を受けた程度であり、D高校入学後、体育の授業において本格的に柔道を習うことになった程度でした。

両名の身長に大きな差はなく、体重はEが9kg程度重かった可能性がありますが、体格差はそれほど存在しなかったと考えてよいと思われます。

(5) X₁とEの試合は、開始から1分が経過した頃、X₁がEの左奥襟を右手でつかみ、左手でEの右袖をつかんだ体勢から払い腰という技を掛けようとしたことに端を発し、X₁が前方に向かって転倒し、その左側頭部が畳に衝突する本件事故が発生しました。

X₁は、本件事故により、頸髄損傷及び頸椎脱臼骨折の傷害を負い、病院に救急搬送されましたが、頸髄損傷による両上肢機能障害及び両下肢

幹機能障害が残り、身体障害者等級表による等級1級の後遺障害が残存しました。

3 訴訟提起

Xらは、公権力の行使に当たるD高校の教諭らには、生徒に対する柔道の指導に当たり、その練習や試合によって生ずるおそれのある危険から生徒を保護するため、常に安全面に十分な配慮をし、事故の発生を未然に防止すべき注意義務(安全配慮義務)があるところ、柔道固有の危険性を看過し、試合形式による武道大会を漫然と開催し、生徒に対して柔道の危険性や安全な技の掛け方に関する具体的な指導を怠ったことによって本件事故を発生させたと主張し、D高校の設置者であるYに対して、国賠法1条1項に基づく損害賠償金の支払を求めて訴訟提起しました。なお、Xらは、Yは憲法29条3項に基づく損失補償義務を負う旨の主張もしておりますが、こちらは紙面の都合上割愛させていただきます。

4 原審の判断

原審の福岡地裁は、以下のように判示して、X₁について3割の過失相殺を認めたものの、X₁につき1億1998万8385円、X₂及びX₃につきそれぞれ210万円の支払を求める限度でそれぞれ認容しました(いずれも遅延損害金も認容されています。)

(1) 体育の授業において生徒に対して柔道を指導していたD高校の教諭らにおいては、X₁やEの健康状態や技量等のX₁らの特性等を十分に把握して、それに応じた指導を行うことにより、授業のみならず、その成果を発表する場としての学校行事である本件大会における柔道の試合又はその

練習による事故の発生を未然に防止して事故の被害からX₁を保護すべき注意義務を負い、また、本件大会の参加対象者である生徒の健康状態や技量等の各生徒の特性等を十分に把握し、柔道の指導状況に応じて本件大会の開催の是非を適切に検討し、本件大会を開催するのであれば、各生徒の特性に応じた態勢を構築した上で監督を行うことにより、柔道の試合による事故の発生を未然に防止して事故の被害からX₁を保護すべき注意義務を負っていたものと認められる。

(2) 本件事故の態様は、X₁が自身の身体を左に半回転させながらEの右袖を自身の左手前に引き、Eの右胸部を自身に引き寄せたが、Eの体勢を十分に崩すことができず、Eが投げられまいと一瞬踏ん張ったのに対し、X₁が技を中断する措置をとらず、両者が接着した状態でバランスを崩して、そのままゆっくりとX₁の前方に向かって転倒したものであり、本件事故の直接的な原因については、X₁において、Eの体勢を崩しきれていない状態で、技を中断することなく、Eを無理に投げようとしたことによるものであったと認めるのが相当である。

(3) 本件大会は、柔道の授業活動の成果を発表する場であり、かつ、対象学年全員の参加する学校行事として、クラス対抗

の試合形式が採用され、1位と2位を表彰する競技方法で実施されていたものであって、自ずと生徒の競争心や顕示欲などを必要以上に煽りかねない性質を有していたものと認められ、本件大会の試合会場の周辺は生徒ら観客で埋まり、審判の声が通りにくいほどの歓声が生徒から上がり、周囲が盛り上がる状況にあり、X₁も、柔道の経験者として試合に負けることは格好が悪く、単に勝つのみでなく、綺麗に技を決めて勝ちたいと考えて



いたことが認められるのであって、本件大会の試合に臨む生徒らは、本件大会の上記性質、試合会場の雰囲気、観衆との人間関係などにより、通常の授業における約束練習や乱取りとは大きく異なる心理状況に置かれていたものと認められる。

そして、本件大会と競技方法を同じくして行われた前年度の武道大会の柔道競技では、事故が2件発生しており、事故の直接的な原因は定かでないものの、このようにD高校の武道大会の柔道競技において複数の事故が発生していることに関しては、試合に臨む生徒らの競争心や顕示欲などを必要以上に煽りかねない武道大会の性質が相応に影響しているものと推認することができる。

(4) そうすると、本件大会については、クラス対抗形式や観衆の多寡等の試合会場の状況や全体の雰囲気などの特別な環境面に由来する事故発生の危険性が内在していたものと認められるとともに、平成19年度から武道大会を開催しているD高校の教諭らにおいては、上記状況に置かれた生徒らが必要以上に躍起して、無理に技を掛け、勝ちに拘って危険な行為をするなど、冷静さを欠く試合を展開し、事故が発生する可能性があることを認識し、事前に予見することができたものと認められる。

以上に加え、部活動における柔道による死亡率及び重傷事故の発生確率がラグビーと並んで他の競技に比して有意に高く、いったん生じた事故によって重大な結果の招来されることが十分に予想されることに鑑みれば、D高校の教諭らにおいては、本件大会の上記判示のような性質を踏まえて、事前指導の具体的な内容として、試合に出場する生徒らに対し、本件大会の開催に先立ち、死亡事故を含む重大な事故が発生する柔道の危険性について改めて注意喚起をした上で、本件大会の試合時には普段の授業と異なる心理状況に置かれ、冷静さを失いがちになり、それが事故発生の要因となり得ることなど、本件大会に固有の特別な環境面に由来する内在的な危険性を十分に説明し、そのような状況にあっても、勝負に強い拘りを持たないこと、無理に技を掛けたり、危険な行為に出たりするなどの行動を取らないことを強く

意識づける指導を行う義務があったものと認めるのが相当である。

(5) しかし、D高校において、本件大会の試合に出場する生徒らに対し、通常の授業における柔道の危険性と区別して、本件大会に固有の内在的な危険性を十分に説明して前記指導を実施したとは認めに足りない。

そして、前年度の武道大会の柔道競技中に起きた2件の事故について、D高校内で事故の調査、原因分析や予防策を具体的に協議し、その結果を踏まえて安全指導対策を行い、大会のルールや環境を改善するなどした形跡がない。

以上によれば、D高校の教諭らにおいては、本件大会に臨む生徒らに対する安全指導上の義務に違反した過失があるものと認めるのが相当である。

(6) D高校内で前年度の武道大会における事故の調査、原因分析や予防策を具体的に協議し、安全指導対策を行うなどした形跡が認められない状況において、生徒らに対し、本件大会に固有の内在的な危険性について実効的な指導ができていたものとは認められないのであって、本件大会を実施するに相応しい十分な安全指導を含む適切な準備が大会前に整っていたとは認めることができないものというほかない。

このような本件大会の開催前の客観的な状況を踏まえれば、D高校の教諭らが本件大会の開催を中止せず、例年に倣って漫然とこれを開催したことは、過失があるものと認められる。

そして、本件大会が開催されなければ、本件事故は発生しなかったのであるから、上記過失と本件事故発生との間には相当因果関係があると認められる。

5 控訴審の判断

XらとYは双方が控訴しましたが、控訴審の福岡高裁は、以下のように判示して、Xらの勝訴部分を取り消し、Xらの請求をいずれも棄却しました。

(1) 高等学校の部活動における柔道による死亡及び重傷事故の発生件数が他の競技に比して高いと

ころ、正課授業あるいはその延長ともいべきクラス対抗の武道大会である本件大会における柔道の危険性も部活動の場合と本質的には異ならず、むしろ柔道に習熟していない生徒の比率が高く、生徒間の技量の格差が大きい場合があることなどを考えると、正課授業等における柔道の指導に関わる教諭においては、生徒の健康状態や技量等の当該生徒の特性等を十分に把握して、それに応じた指導や態勢を構築することにより、柔道の試合又は練習による事故の発生を未然に防止して事故の被害から当該生徒を保護すべき注意義務を負うものと解される。

(2) 本件大会が、対象学年全員の参加する学校行事として、クラス対抗の試合形式が採用され、1位と2位を表彰する競技方法で実施されていたこと、本件大会の試合会場の周辺は生徒ら観客で埋まり、審判の声が通りにくいほどの歓声が生徒から上がるなど盛り上がりを見せていたこと等を考えると、通常の授業等とは異なり、生徒が競争心や顕示欲を必要以上に煽られたり、冷静さを欠くなどして、反則行為や無理に技を掛けるなどの危険な行為に及ぶ可能性も否定できない。

また、本件大会と競技方法を同じくして行われた前年度の武道大会の柔道競技では、少なくとも、事故が2件発生したことが認められるところ、これらの事故の直接的な原因は定かでないが、大会の形式や雰囲気等によって生徒が反則行為や危険な行為に及んだことが原因となった可能性も否定できない。

(3) そうすると、D高校の教諭らが、前年度の武道大会における2件の事故について詳しく調査した上で、本件大会での事故防止対策を具体的に検討した形跡が見当たらないことは、本件大会における事故防止策に不十分な点があったことを示すものといわざるをえず、また、生徒に本件大会前に練習試合を行わせたり、本件大会の開会式において、生徒に対して張り切りすぎて怪我をしないように改めて注意を行うことは、生徒が本件大会の形式や雰囲気等により反則行為や無理に技を掛けるなどの危険な行為に及ぶことを防止するという観点からは望ましいといえる。

(4) しかし、X₁が中学時代に柔道部に所属して試合に参加しており、本件大会にも黒帯を締めて参加しているのに対し、Eは授業以外には柔道の経験がほとんどなく、体格差もそれ程大きくなかったため、X₁は、大体自分が勝つと考えて、冷静に試合に臨み、Eは負けると思っていたというのであり、実際にもX₁が終始優勢に試合を進め、本件事故直前の払い腰についても、X₁は、きれいに入れて、うまく投げられると思い、技がうまく掛かっていないとは思っていなかったのであり、観戦していた柔道経験者のFも、X₁がしっかり技の形に入っていて、Eを投げられると思っていたのであるから、X₁が、本件大会の形式や雰囲気等で競争心や顕示欲を煽られたり、冷静さを欠くなどしたために、反則行為や無理に技を掛けるなどの危険な行為に及んだとはいえない。

また、Eの防御姿勢が正当な防御の範囲を超えていたとは認められないから、教諭らがEに対して安全指導を行わなかったために本件事故が発生したとはいえない。

本件試合の雰囲気や興奮等が、技を止めるかどうかのX₁の瞬間的な判断に影響を及ぼしたことは否定できないが、それは通常の試合等でも一定程度は見られるものであり、X₁の柔道の経験や危険性についての理解状況等を考えれば、上記のとおり教諭らが前年の事故の調査や安全対策の検討を怠ったこと、本件大会前に練習試合等を行わず、本件大会の開会式でも再度注意を行わなかったこと等が原因となって、本件事故が発生したと認めることはできない。

6 本判決の意義

(1) 控訴審は、前年度の武道大会における2件の事故について詳しく調査した上で、本件大会での事故防止対策を具体的に検討していないことを指摘し、生徒に本件大会前に練習試合を行わせたり、本件大会の開会式において、生徒に対して張り切りすぎて怪我をしないように改めて注意を行なうことなどが望ましい等と判示しました。

上記控訴審の判示内容がYの「国家賠償法上の法的過失」を認めたのか、あるいは「学校設置者としての道義的責任」を認めたものにすぎないのかは確定できませんが、いずれにせよ、X₁の柔道の経験や危険性についての理解状況等を考えれば、D高校が前年の事故の調査や安全対策の検討を怠ったこと、本件大会前に練習試合等を行わず、本件大会の開会式でも再度注意を行わなかったこと等が原因となって、本件事故が発生したと認めることはできないとして、本件事故との間の相当因果関係を否定して、Yの賠償責任を認めませんでした。本件大会で負傷したのがX₁ではなく柔道経験が乏しいEであれば結論が変わっていたかもしれません。

(2) 控訴審は、D高校が、柔道授業の年間指導計画に基づき、生徒らに対し、平成22年度初頭に柔道が怪我や事故の危険を孕む競技であり、頭部を畳に打つ危険性を指導するなど各手引書等の要請を概ね満たしていたと認定しています。本判決も判示するとおり、高等学校の部活動における柔道による死亡及び重傷事故の発生件数が他の競技に比して高く、正課授業あるいはその延長ともいうべきクラス対抗の武道大会である本件大会における柔道の危険性も部活動の場合と本質的には異なりませんし、むしろ柔道に習熟していない生徒の比率が高く、生徒間の技量の格差が大きい場合があることなどを考えると、正課授業等における柔道の指導に関わる教諭においては、生徒の健康状態や技量等の当該生徒の特性等を十分に把握して、それに応じた指導や態勢を構築することにより、柔道の試合又は練習による事故の発生を未然に防止して事故の被害から当該生徒を保護すべき注意義務を負うものと解されます。

(3) 本判決では、X₁とEの間に体格差はなく、柔道の上級者であるX₁が被害者なので、審理の中では体格差や技量差は問題となりませんでした。最近の裁判例について、被害生徒と相手方の体格差と技量差について検討しました。

(学校側の責任を認めた事例)

① 広島地裁尾道支部平成27年8月20日判決 (TKC法律情報データベース)

被害生徒(高1)は柔道未経験者であったにもかかわらず、柔道部に入部してからわずか14日目に乱取り練習に参加し、17日目に事故に遭っており、乱取り練習相手は中学校1年時から柔道部に所属し、2年生の夏の転校を機に柔道部を離れた後、民間の柔道教室に週2回通っており、黒帯取得者と同程度の実力者で、技量差が大きい事案。

② 東京高裁平成25年7月3日判決(判タ1393号173頁)

被害生徒(高1)は柔道を始めてから1か月足らずの初心者で、体重が52kgだったのに対して練習相手は、体重105kgで、中学1年生から柔道を習っており初段相当の実力者で、体格差も技量差も大きい事案。

③ 札幌地裁平成24年3月9日判決(本誌375号38頁)

練習試合の対戦相手は小学校のころから柔道少年団に所属し、小中学校と試合に出場し、中学生で初段を取得していたのに対して、被害生徒(高2)は高校から柔道を始めており、1年2か月の経験しかなく柔道の技能はさほど高くなく、技量差が大きい事案。

(学校側の責任を否定した事案)

④ 名古屋地裁半田支部平成26年5月22日判決(労働判例ジャーナル29号28頁)

被害生徒(高2)及び対戦相手は、いずれも、中学校の保健体育の授業で3年間柔道を履修し、横須賀高校においても1年次から授業で柔道を選択して履修していたのであり、柔道の経験ないし習得した技能の程度に格別の差が存在しなかった事案。

(4) 学校側の責任を否定した上記④の事案では、学校が策定した柔道の授業のカリキュラム編成及び指導方針に沿って、被害生徒らが、カリキュラム上求められる各種の技能を取得してきた事実から、学校の責任が否定されており、この点は、D高校が、柔道授業の年間指導計画に基づき各手引書の要請を満たす指導をしていると認定した本判決と同様です。

本判決や上記各裁判例からは、柔道を指導する学校側は、①文部科学省の指導に沿って年間指導

計画を策定し、受け身を中心に基本動作を十分習得させた上で、寝技から立ち技へ段階的に技を習得させ、その習得状況を確認していること、⑥柔道の習得レベルあるいは体格差がある生徒同士の対戦は基本的には避けることや、不可避の場合には事前に指導を十分行い、事故発生防止のために

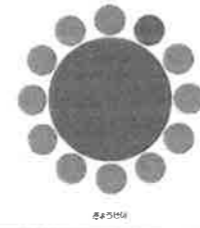
細心の注意を払うことが必要と考えます。

佐々木 泉 顕
(弁護士)
岸 本 明 大
(北海道町村会)

よくわかる
条例審査のポイント

新版 市町村条例クリニック

田島信威・高久泰文 / 著



よくわかる 条例審査のポイント

新版 市町村条例クリニック

田島信威・高久泰文 / 著
A5判 定価(本体2,300円+税)

- 法令を審査してきた元参議院法制局の法規担当者が、審査のポイントにまで踏み込み解説。
- 実在する条例をサンプルに、その問題点を指摘し、修正案を提示します。
- 政策立案や条例制定にかかわる自治体職員の皆さまへ、研修テキストとしてもおすすめの1冊です。

株式会社 ぎょうせい

TEL: 0120-953-431 (平日9~17時) FAX: 0120-953-495

https://shop.gyosei.jp ぎょうせいオンライン 検索

〒136-8575 東京都江東区新木場1-18-11